

念書（家庭用）

（平成11年1月一部改正）

飯田市_____番地_____に合併処理浄化槽を設置するにあたりその排水に関する事項について、伊賀良地区河川浄化対策委員会（以下甲）と、_____（以下乙）とが下記の事項について合意し、その証として念書2通を作成して署名捺印の上、甲と乙それぞれが保有する。

記

- 1 乙は、し尿及び雑排水を合併処理浄化槽で処理し、_____に放流するにあたり、下流河川が生活及び農業用水として利用されている現状を十分認識し、水質異変及び汚濁等のないよう完全な処置を講ずるものとする。
- 2 乙は、浄化槽法並びに飯田保健所及び飯田市の指導基準を遵守して、維持管理に万全を期するものとする。
- 3 乙は、浄化槽管理士による保守点検を年4回以上行い、その結果を記録書として保管しなければならない。なお、甲は、記録書を必要に応じて閲覧することができる。
- 4 万一、乙の責任に帰する原因により、井戸水、農作物、養魚等に被害が生じた場合は、補償等責任ある対策を早急に講じるものとする。
- 5 施設の所有権の移転等の名義変更が今後発生する場合には、権利の継承者は念書の内容を引き継ぐものとする。
- 6 この念書に定めていない事項で問題が生じたときは、関係法規等に従って甲、乙とも誠意を持って善処するものとする。

令和 年 月 日

甲 飯田市大瀬木570番地1
伊賀良地区河川浄化対策委員会
会長

印

地区代表（区長）

印

乙

印